平成 30 年度

今治市財政健全化判断比率及び 公営企業資金不足比率審査意見書

今治市監査委員

今治市長 菅 良 二 様

今治市監査委員 渡 辺 英 徳 同 重 松 眞 司

平成 30 年度今治市財政健全化判断比率 及び公営企業資金不足比率審査意見書の 提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見書を提出する。

目 次

第1	審査の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	審査の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	審査の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4	審査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第5	審査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	健全化判断比率等の対象について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	実質赤字比率 ······	4
(1)対象となる会計について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2) 実質赤字比率の定義について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3) 実質赤字比率の算定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	連結実質赤字比率 ······	5
(1) 対象となる会計について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2)連結実質赤字比率の定義について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3)連結実質赤字比率の算定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	実質公債費比率 ······	8
(1) 対象となる会計等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(2) 実質公債費比率の定義について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(3) 実質公債費比率の算定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	将来負担比率 ······	11
(1) 対象となる会計等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2) 将来負担比率の定義について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(3) 将来負担比率の算定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(宏	· 考) 類似団体関係資料 ····································	13

6) 金 个 足 比 率	l 4
(1)) 対象となる会計について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(2)) 資金不足比率の定義について ・・・・・・・・・・・ 1	14
(3)) 資金不足比率の算定について ・・・・・・・・・・・・ 1	15
ア	船舶交通特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	l 5
イ	簡易水道事業特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	l 5
ウ	港湾事業特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	16
エ	鉱泉供給事業特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	6
オ	小規模下水道特別会計 ······ 1	l 7
7 1	tp	18

凡 例

千円単位で表示する場合において、単位未満の端数の処理については、原則として審査に付された算定の基礎となる書類に基づき表示した。

平成 30 年度今治市財政健全化判断比率 及び公営企業資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成 30 年度	今治市	実	質	•	赤	字		比	率
<i>II</i>	IJ	連	結	実	質	赤	字	比	率
IJ	"	実	質	1	` '	債	費	比	率
IJ	"	将	来	:	負	担		比	率
IJ	"	船舶	伯交话	通特	別会	計資	金ラ	下足り	2率
IJ	"	簡易	易水道	事業	\$特別	川会計	資金	不足比	上 率
IJ	"	港灣	弯事	挨特	別会	計資	金ラ	下足り	2率
IJ	"	鉱身	具供給	事業	纟特 另	川会計	資金	不足!	七率
IJ	"	小規	模下	水道	值特別	川会計	資金	不足比	上 率
		その	算定の	の基	雄と!	なる事	項を	記載	した書類

第2 審査の期間

令和元年8月5日から8月28日まで

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

健全化判断比率は次のとおりであり、いずれも早期健全化基準を超えていない。

(単位 %)

健全化判断比率	平成 30 年度	平成 29 年度	早期健全化基準	類 似 団 体 (平成 29 年度)
実質赤字比率	_	_	11. 33	_
連結実質赤字比率	_	_	16. 33	_
実質公債費比率	12. 4	12. 8	25. 0	5. 5
将来負担比率	1.6	11.8	350. 0	43. 4

- (注) 1 実質赤字又は連結実質赤字が発生していない場合は、「-」と表示している。
 - 2 類似団体の抽出は、「今治市各会計決算審査意見書」参照。

資金不足比率は次のとおりであり、いずれも経営健全化基準を超えていない。

(単位 %)

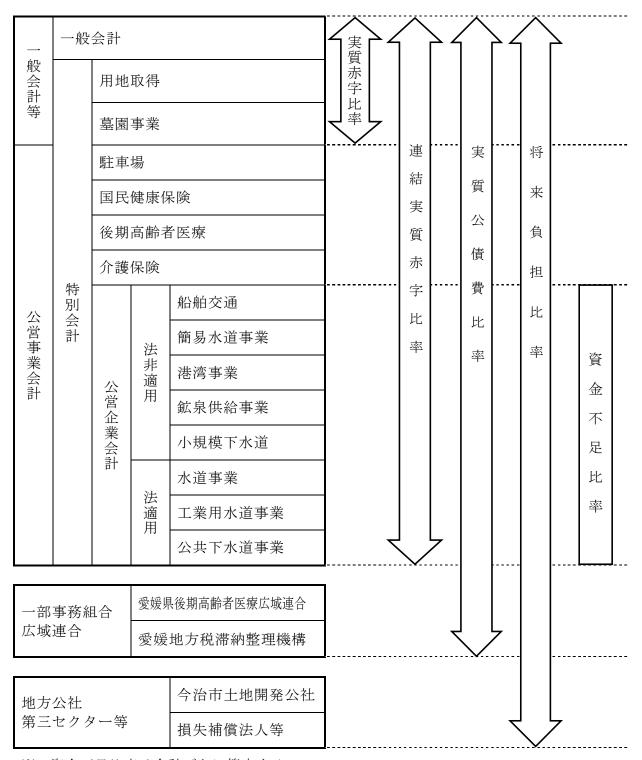
事業別資金不足比率	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
船舶交通特別会計	_	_	20. 0
簡易水道事業特別会計	_	_	20. 0
港湾事業特別会計	_	_	20.0
鉱泉供給事業特別会計	_	_	20. 0
小規模下水道特別会計	_	_	20.0

(注) 資金不足額が発生していない場合は、「-」と表示している。

第5 審査の概要

1 健全化判断比率等の対象について

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計等の区分は次のとおりである。



[※] 資金不足比率は会計ごとに算定する。

2 実質赤字比率

(1)対象となる会計について

実質赤字比率の対象となる会計は、今治市の一般会計等であり、一般会計に 用地取得、墓園事業の各特別会計を加えたものである。なお、地方財政状況調 査(決算統計)に用いる普通会計とは異なる。

(2) 実質赤字比率の定義について

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額が標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

一般会計等の実質赤字額は、繰上充用額に支払繰延額と事業繰越額を加えたものである。

繰上充用額とは、歳入不足のため翌年度歳入を繰り上げて充用した額であり、 支払繰延額とは、実質上歳入不足のため支払を翌年度に繰り延べた額であり、 事業繰越額とは、実質上歳入不足のため事業を繰り越した額である。

なお、今治市の標準財政規模は 454 億 6, 159 万円 (前年度 459 億 6, 932 万 7 千円) である。

(3) 実質赤字比率の算定について

一般会計等の各会計において、繰上充用額、支払繰延額、事業繰越額はない ので、実質赤字額は発生していない。なお、一般会計等の純計後の実質収支額 は次表のとおりである。

(単位 千円)

	会	計	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	翌 年 度 線 越 財 源	実質収支額 (平成30年度)	実質収支額 (平成29年度)
-	般	会 計	77, 271, 804	72, 540, 993	4, 730, 811	863, 760	3, 867, 051	4, 662, 453
特別	用:	地 取 得	ı	291, 702	△ 291, 702	1	△ 291, 702	△ 304, 752
会 計	墓	園 事 業	61, 542	87, 201	△ 25, 659	1	△ 25, 659	△ 31, 099
	合	計	77, 333, 346	72, 919, 896	4, 413, 450	863, 760	3, 549, 690	4, 326, 602

- (注) 1 歳入総額及び歳出総額は、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものである。
 - 2 翌年度繰越財源は、翌年度繰越額から未収入特定財源を差し引いたものである。以下の表同じ。

3 連結実質赤字比率

(1)対象となる会計について

連結実質赤字比率の対象となる会計は、今治市の一般会計等に公営事業会計を加えたものである。

(2)連結実質赤字比率の定義について

連結実質赤字比率とは、上記会計を対象とした連結実質赤字額が標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

連結実質赤字比率 = $\frac{$ 連 結 実 質 赤 字 額 $}{$ 標 準 財 政 規 模 \times 100 (%)

連結実質赤字額は、一般会計等と一般会計等及び公営企業以外の特別会計の 実質赤字額(黒字額)に公営企業会計の資金不足額(剰余額)を合算して算定 した額である。

(3)連結実質赤字比率の算定について

一般会計等及び公営企業以外の特別会計の各会計において、繰上充用額、支 払繰延額、事業繰越額はないので、実質赤字額は発生していない。なお、一般 会計等及び公営企業以外の特別会計の実質収支額は次表のとおりである。

(単位 千円)

	会	計		歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	翌年度繰越財源	実質収支額 (平成30年度)	実質収支額 (平成29年度)
	駐	車	場	10, 489	9, 700	789	_	789	1, 417
特	国国	健康	保険	19, 037, 078	18, 856, 775	180, 303	_	180, 303	959, 722
別会	後期	高齢者	长医療	2, 277, 729	2, 222, 672	55, 057	_	55, 057	65, 672
計	介	護係	2 険	18, 400, 414	17, 804, 475	595, 939	_	595, 939	591, 833
	介護	予防支持	爰事業						32, 151
	合	計		39, 725, 710	38, 893, 622	832, 088	_	832, 088	1, 650, 795

(注)介護予防支援事業は、平成29年度をもって廃止している。

法非適用の公営企業会計の各会計において、資金不足額は発生していない。 なお、法非適用の公営企業会計の資金剰余額は次表のとおりである。

(単位 千円)

	会	計		歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	翌 年 度 繰 越 財 源	資金剰余額 (平成30年度)	資金剰余額 (平成29年度)
法非	船	舶 交	通	243, 113	243, 113	1	ı	l	_
適用の	簡易	小水道	事業	150, 622	150, 574	48	1	48	20
の公営	港	湾事	業	412, 355	395, 053	17, 302	17, 250	52	88
企業	鉱泉	と供給 🛚	事業	19, 921	15, 063	4, 858	ı	4, 858	6, 108
会計	小規	見模下 フ	水道	957, 603	954, 111	3, 492	3, 454	38	794
	合	計		1, 783, 614	1, 757, 914	25, 700	20, 704	4, 996	7, 010

法適用の公営企業会計の各会計において、資金不足額は発生していない。なお、法適用の公営企業会計の資金剰余額は次表のとおりである。

(単位 千円)

É	会 計	流動資産	流動負債	控 企業債等	資金剰余額 (平成30年度)	資金剰余額 (平成29年度)
74 74 TL 0	水道事	5,061,015	2, 573, 730	702, 229	3, 189, 514	2, 941, 821
法適用の 公営企業会 計	工業用水道事	143, 079	8, 059	_	135, 020	131, 305
P1	公共下水道事	1, 267, 577	2, 570, 692	2, 007, 538	704, 423	639, 910
	合 計	6, 471, 671	5, 152, 481	2, 709, 767	4, 028, 957	3, 713, 036

(注) 別冊「今治市公営企業資金不足比率審査意見書」参照。

以上のとおり、一般会計等、一般会計等及び公営企業以外の特別会計において、実質赤字額はなく、法非適用の公営企業会計、法適用の公営企業会計において、資金不足額はないので、連結実質赤字額は発生していない。なお、実質収支額、資金剰余額を集計すると次表のとおりである。

(単位 千円)

会 計	実質収支額	資金剰余額	合 計 (平成 30 年度)	合 計 (平成 29 年度)
一般会計等	3, 549, 690		3, 549, 690	4, 326, 602
一般会計等及び公営企業以外 の 特 別 会 計	832, 088		832, 088	1, 650, 795
法 非 適 用 の 公 営 企 業 会 計		4, 996	4, 996	7, 010
法 適 用 の 公 営 企 業 会 計		4, 028, 957	4, 028, 957	3, 713, 036
숌 탉	4, 381, 778	4, 033, 953	8, 415, 731	9, 697, 443

一般会計等と一般会計等及び公営企業以外の特別会計の実質収支額の合計は 43 億 8,177 万 8 千円 (対前年度比 15 億 9,561 万 9 千円減) であり、法非適用の公営企業会計と法適用の公営企業会計の資金剰余額の合計は 40 億 3,395 万 3 千円(同 3 億 1,390 万 7 千円増) で、総計では 84 億 1,573 万 1 千円(同 12 億 8,171 万 2 千円減) の黒字となっている。

4 実質公債費比率

(1)対象となる会計等について

実質公債費比率の対象となる会計等は、今治市の一般会計等、公営事業会計のほか一部事務組合、広域連合への負担金等のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものが含まれる。今治市が加入する一部事務組合等は、愛媛県後期高齢者医療広域連合、愛媛地方税滞納整理機構である。

(2) 実質公債費比率の定義について

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金、準元利償還金が標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は、次のとおりである。

実質公債費比率
$$(3 か年平均) = \frac{元利償還金 + 準元利償還金 - 特定財源} 標 準 財 政 規 模 $\times 100$ (%)$$

この実質公債費比率の算定式は、表記を単純化したものであり、具体的には、 分母、分子から元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除 する等により算定される。

準元利償還金とは、①減債基金積立不足額を考慮して算定した額②満期一括 償還地方債について、償還期限を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合に おける1年当たりの元金償還金相当額③一般会計等から公営事業会計への繰出 金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められるもの④一部事務組合・広 域連合への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充 てたと認められるもの⑤債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるも の⑥一時借入金の利子の合計額である。

(3) 実質公債費比率の算定について

実質公債費比率の分子は、地方債の元利償還金に準元利償還金を加えたものから特定財源及び元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除したものであり、次表のとおりである。

(単位 千円)

			(+-17	L 111)
項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
元 利 償 還 金 (繰 上 償 還 額 等 を 除 く)	11, 504, 343	11, 672, 336	11, 823, 203	11, 706, 039
減債基金積立不足額さ考慮して算定した額(_	_	_	_
準 満期一括償還地方債 1 ⁴ 当たり元金償還相当額(_	_	_	_
公営企業に要する経費の財源とする地方債 償還の財源に充てたと認められる繰入金	1 9 970 071	2, 653, 796	2, 405, 232	1, 990, 117
償事務組合等地方債の償還に充っ られたと認められる負担金等(_	_	_	
湿 公債費に準ずる債務負担金 行為に係るもの(69 068	66, 312	66, 083	66, 079
一時借入金利子(<u> </u>	_	_	_
 準 元 利 償 還 金 	3, 039, 139	2, 720, 108	2, 471, 315	2, 056, 196
特 定 財 源	215, 582	220, 655	158, 924	176, 894
事業費補正によ 第入された公債	7 75/1 /188	2, 088, 767	1, 665, 757	1, 399, 353
(6)	6,813,309	7, 334, 266	7, 739, 141	7, 764, 288
要 密度補正により算入される 元利償還金及び準元利償還金	72 827	72, 410	69, 258	72, 630
元利償還金、準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	9, 140, 624	9, 495, 443	9, 474, 156	9, 236, 271
実質公債費比率分子	5, 187, 276	4, 676, 346	4, 661, 438	4, 349, 070

実質公債費比率の分母は、標準財政規模から元利償還金、準元利償還金に係る基準 財政需要額算入額を控除したものであり、次表のとおりである。

(単位 千円)

					五 1 1 7
	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
標準財	標準税収入額等	24, 226, 136	24, 933, 400	24, 818, 307	25, 620, 583
財政	普 通 交 付 税 額	20, 063, 726	19, 406, 100	18, 528, 115	17, 413, 724
政規模	臨時財政対策債発行可能額	3, 397, 935	2, 675, 760	2, 622, 905	2, 427, 283
標	準 財 政 規 模	47, 687, 797	47, 015, 260	45, 969, 327	45, 461, 590
_	刊償還金、準元利償還金に係る 準 財 政 需 要 額 算 入 額	9, 140, 624	9, 495, 443	9, 474, 156	9, 236, 271
実	質公債費比率分母	38, 547, 173	37, 519, 817	36, 495, 171	36, 225, 319

次表のとおり、実質公債費比率 (3 か年平均) は 12.4% (対前年度比 0.4 ポイント 改善) である。

(単位 千円、%)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
実質公債費比率分子	5, 187, 276	4, 676, 346	4, 661, 438	4, 349, 070		
実質公債費比率分母	38, 547, 173	37, 519, 817	36, 495, 171	36, 225, 319		
単年度実質公債費比率	13. 45696	12. 46367	12. 77275	12. 00561		
実質公債費比率		12.8				
天真公順負比率				12. 4		

(注)実質公債費比率は、3か年の単年度実質公債費比率を平均し、小数点第2位以下を切捨てている。

なお、当年度の単年度実質公債費比率は 12.00561%で、前年度と比較すると 0.76714 ポイント低下(改善)している。これは主に、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金等の減少に伴い、準元利償還金が減少したことによるものである。

5 将来負担比率

(1)対象となる会計等について

将来負担比率の対象となる会計等は、今治市の一般会計等、公営事業会計、 一部事務組合等のほか地方公社、第三セクター等が含まれる。

(2) 将来負担比率の定義について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は、次のとおりである。

この将来負担比率の算定式は、表記を単純化したものであり、具体的には、 分子から充当可能財源等を控除し、分母から元利償還金、準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額を控除し算定される。

将来負担額とは、①一般会計等の年度末における地方債現在高②債務負担行為に基づく支出予定額③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額④当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額⑤退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額⑥地方公共団体が設立した地方公社等の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務、経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額⑦連結実質赤字額⑧一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額の合計額である。

(3) 将来負担比率の算定について

将来負担比率の分子は、将来負担額から充当可能財源等を控除したものであり、次表のとおりである。また、将来負担比率の分母は、標準財政規模から元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で、実質公債費比率算定の際に用いた分母と同額である。

(単位 千円、%、ポイント)

		1		平成 30 年度	平成 1 円、%、	対前年度増減額
地方	貴の現	在 高	1	81, 153, 475	86, 243, 737	△ 5, 090, 262
債務負担行	庁為に基づく	支出予定	至額②	1, 032, 644	1,091,019	△ 58, 375
公営企業	業債等繰	入見 込	額 ③	22, 371, 289	24, 153, 432	△ 1,782,143
組合等	負 担 等	見込物	預 ④	1	1	l
退職手	当 負 担	見 込 智	頂 ⑤	10, 096, 613	10, 413, 736	△ 317, 123
	地方道	路公	: 社	_	_	
設立法人の	土 地 開	発 公	社			
負債額等 負担見込額⑥	地方独立	江行 政	法 人	_	_	_
	損失	補償	等	_	_	_
連結	実 質 赤	字 額	7	_	_	_
組合等連	結赤字額負	担見込	額 ⑧	_	_	_
将 来	負 担	額合	計	114, 654, 021	121, 901, 924	Δ 7, 247, 903
	充 当 可	能 基	金	27, 183, 035	27, 289, 200	△ 106, 165
充当可能財源等	充当可能	会特定:	歳入	2, 642, 473	2, 612, 186	30, 287
	基準財政需要	要額算入見	L 込額	84, 221, 879	87, 677, 133	△ 3, 455, 254
充 当 可	能財源	第	計	114, 047, 387	117, 578, 519	△ 3, 531, 132
将来:	負 担 比	率 分	子	606, 634	4, 323, 405	△ 3, 716, 771
将 来 :	負 担 比	率 分	母	36, 225, 319	36, 495, 171	△ 269,852
将 来	負 担	比	率	1.6	11.8	Δ 10.2

将来負担比率の分子を前年度と比較すると、86.0%、37 億 1,677 万 1 千円減少している。

これは主に、充当可能財源等において、基準財政需要額算入見込額が 34 億5,525 万4千円減少したものの、将来負担額において、地方債の現在高が50億9,026 万2千円減少したためである。この結果、将来負担比率は1.6%となり、前年と比較すると10.2ポイント改善されている。

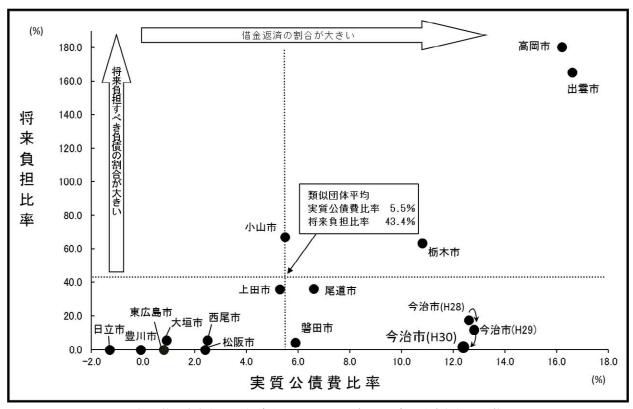
(参考) 類似団体関係資料

1 財政健全化判断比率状況表

(単位 %)

都	市	名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
日	<u> </u>	市	_	_	△ 1.3	_
栃	木	市	_	_	10.8	63. 4
小	Щ	市	I	_	5. 5	67. 1
高	岡	市		_	16. 2	180. 3
上	田	市	I	_	5. 3	35.8
大	垣	市	I	_	0.9	5. 7
磐	田	市		_	5. 9	4.3
豊	Ш	市	I	_	△ 0.1	
西	尾	市	l	_	2.5	5. 7
松	阪	市		_	2.4	_
出	雲	市	I	_	16.6	165. 4
尾	道	市	_	_	6.6	36. 2
東	広 島	易 市		_	0.8	_
今	治	市	_	_	12. 4	1. 6

2 実質公債費比率と将来負担比率の相関図



※ 上表1、2の類似団体の各数値は、総務省が公表した平成29年度の確定数値を記載したものである。

6 資金不足比率

(1)対象となる会計について

公営企業会計のうち法非適用企業の船舶交通、簡易水道事業、港湾事業、鉱泉供給事業、小規模下水道の各特別会計である。なお、法適用企業である水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業については、別冊で審査している。

(2) 資金不足比率の定義について

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

資金不足比率 =
$$\frac{$$
資金 不 足 額 }{事 業 規 模 \times 100 (%)

法非適用企業の資金不足額は、繰上充用額、支払繰延額、事業繰越額に建設 改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高を加えた額 により算定され、不足額がある場合には、解消可能資金不足額を控除して算定 される。

また、法非適用企業の事業規模は、営業収益に相当する額から受託工事収益に相当する額を控除して算定される。

(3) 資金不足比率の算定について

ア 船舶交通特別会計

(単位 千円)

		項		目				平成 30 年度	平成 29 年度
資金不	足額	(1)+2	- (3)	-4))			_	_
	歳	出		総		額	1	243, 113	265, 070
	算	入	地	ナ	Ī	債	2	_	_
	歳	入		総		額	3	243, 113	265, 070
	翌	年 度	繰	越	財	源	4	_	_
事業の	規模	(5-6))					86, 354	93, 680
	営	業 収 益	に相	当	する	額	5	86, 354	93, 680
	受割	丘 事 収	益に	相当	する	っ 額	6		

(注) 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。 以下の表同じ。

船舶交通特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額8,635万4千円である。当特別会計に市債はなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額、歳出総額とも2億4,311万3千円で、資金剰余額はない。

イ 簡易水道事業特別会計

(単位 千円)

									(十四 111)
		項		目				平成 30 年度	平成 29 年度
資金不	足額	(1)+2	- (3	-4)	△ 48	△ 20			
	歳	出		総		額	1	150, 574	67, 818
	算	入	地	力	î	債	2	_	_
	歳	入		総		額	3	150, 622	68, 011
	翌	年 度	繰	越	財	源	4		173
事業の	規模	(5-6)						9, 009	7, 910
	営	業 収 益	に相	当 ~	9,009	7,910			
	受計	壬工事収	益に	相当	する	額	6	_	

簡易水道事業特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額900万9千円である。当特別会計の市債には、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額は1億5,062万2千円、歳出総額は1億5,057万4千円で、歳入歳出差引残額4万8千円が資金剰余額である。

ウ 港湾事業特別会計

(単位 千円)

		項		E				平成 30 年度	平成 29 年度
資金不	足額	(1)+	2- (3-4))			△ 52	△ 88
	歳		出	総		額	1	395, 053	259, 668
	算	入	地	-	方	債	2	_	
	歳		入	総		額	3	412, 355	259, 756
	翌	年	度 繰	越	財	源	4	17, 250	
事業の	規模	(⑤-	(6)					158, 146	159, 882
	営	業 収	益にっ	相 当	する	額	5	158, 146	159, 882
	受計	七工事	収益し	こ相当	自する	る額	6	_	

港湾事業特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額1億5,814万6千円である。当特別会計の市債には、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額は4億1,235万5千円、歳出総額3億9,505万3千円で、歳入歳出差引額は1,730万2千円である。歳入歳出差引額から翌年度繰越財源1,725万円を控除した5万2千円が資金剰余額である。

工 鉱泉供給事業特別会計

(単位 千円)

		項		目				平成 30 年度	平成 29 年度
資金不	足額	(1)+2-	- (③	-4))			△ 4,858	△ 6,108
	歳	出		総		額	1	15, 063	13, 864
	算	入	地	方	ī	債	2		_
	歳	入		総		額	3	19, 921	19, 972
	翌	年 度	繰	越	財	源	4		_
事業の	規模	(5-6)						13, 784	15, 546
営業収益に相当する額 ⑤								13, 784	15, 546
	受計	化工事収	益に	相当	する	額	6	_	_

鉱泉供給事業特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額 1,378 万 4 千円である。当特別会計には市債はなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額は 1,992 万 1 千円、歳出総額は 1,506 万 3 千円で、歳入歳出差引残額 485 万 8 千円が資金剰余額である。

才 小規模下水道特別会計

(単位 千円)

		項		目				平成 30 年度	平成 29 年度
資金不	足額	(1)+2	- (③	-4))			△ 38	△ 794
	歳	出		総		額	1	954, 111	1, 080, 423
	算	入	地	力	ī	債	2		_
	歳	入		総		額	3	957, 603	1, 081, 217
	翌	年 度	繰	越	財	源	4	3, 454	
事業の	規模	(5-6)						226, 944	275, 732
営業収益に相当する額 ⑤								226, 944	275, 732
	受計	化工事収	益に	相当	する	額	6	_	_

小規模下水道特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額 2 億 2,694 万 4 千円である。当特別会計の市債には、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額は 9 億 5,760 万 3 千円、歳出総額は 9 億 5,411 万 1 千円で、歳入歳出差引額は 349 万 2 千円である。歳入歳出差引額から翌年度繰越財源 345 万 4 千円を控除した 3 万 8 千円が資金剰余額である。

7 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っていた。

個々の比率をみると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字 及び連結実質赤字は発生していないため、各比率は算出されなかった。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す 実質公債費比率については、前年度に比べ 0.4 ポイント改善し、12.4%となってい る。

また一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率については、前年度に比べ10.2ポイント改善し、1.6%となっている。

なお、実質公債費比率及び将来負担比率の各比率は、それぞれ早期健全化基準の 25.0%、350.0%以下である。

次に当年度の資金不足比率は、今治市法非適用企業の5特別会計の全ての会計に おいて資金不足は発生していないため、算出されなかった。

以上のとおり、健全化判断比率及び資金不足比率について、いずれも健全化基準を下回っていた。

しかしながら、生産年齢人口の減少に伴い市税の大幅な増収は期待できず、また合併算定替による特例加算が令和元年度をもって終了することに伴い普通交付税の減少も見込まれている。一方で、少子化対策、公共施設等の耐震化や老朽化への対応、安全・安心のまちづくりなど、多様化、高度化する行政ニーズに応えるため、財政負担は今後も増大することが予想され、非常に厳しい財政運営を強いられる。

ついては、健全化判断比率及び資金不足比率以外の各種の財政分析指標にも注意 しながら、健全な財政運営や企業経営が安定的、持続的に維持されるよう、より一 層効率的な行政運営に努め、財政基盤の強化を図られたい。